

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第24532報)

2023年3月15日10時50分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>本日9時48分, 重機から油が漏えいしていることを協力企業作業員が発見しました。自衛消防隊が現場出向し10時22分現場状況を確認しました。状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発見時刻 9時48分 ・現場状況確認時刻 10時22分 ・発生場所 発電所構内 旧企業棟周辺 ・発見者 協力企業作業員 ・漏えい範囲 約6m×2m, 周辺への側溝に流れ込みの有無を確認中。 ・拡大防止処置 漏えい箇所に油吸着マットおよび砂にて処置を実施中。 ・漏えい継続の有無 滴下は停止していることを確認した。 ・双葉消防本部への連絡時刻 10時25分 <p>現在, 現場状況を確認しており, 状況が分かり次第お知らせします。</p> <p>【公表区分: E】</p> <p>※添付の有り・<u>無し</u></p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式 0-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第24533報)

2023年 3月 15日 11時 25分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第24532報でお知らせした、旧企業棟周辺での油漏れについて、その後の状況をお知らせします。</p> <p>10時55分に周辺の側溝内部を確認したところ、漏えいした油は側溝内に留まり側溝外への流出がないことを確認しました。</p> <p>また本事象については、双葉消防本部により11時11分に「油漏えい事象」と判断されました。</p> <p>【公表区分：E統】</p> <p>※添付の有り(無し)</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式 9-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第24534報)

2023 年 3 月 15 日 15 時 00 分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所 (注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要 (注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第24528報他でお知らせした、スラッジヤード重機置き場における負傷者の発生について、その後の状況をお知らせします。</p> <p>当該負傷者は、ふたば医療センターにて診断の結果、腰椎骨折と診断され、入院が必要と判断されました。</p> <p>【公表区分：C統】 上記の連絡内容について、準備が整い次第、報道機関関係者にお知らせします。 なお、第24529報でお知らせした内容については報道機関関係者に連絡済みです。</p>
その他の事項の対応 (注3)	なし

※添付の有り・無し

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式 0-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第24535報)

2023年3月15日15時00分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所 (注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要 (注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第24527報他でお知らせしたとおり, 1号機の原子炉注水設備においては, 流量調整弁取替後の注水試験に伴い, 本日12時55分, 原子炉注水量を以下のとおり変更しました。</p> <p><原子炉注水変更> 原子炉注水量 : 3.0m³/h → 4.0m³/h</p> <p>関連パラメータについては, 異常のないことを確認しました。 引き続き, 慎重に監視してまいります。</p> <p>【公表区分: E】</p> <p>※添付の有り: (無し)</p>
その他の事項の対応 (注3)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第24536報)

2023年3月15日15時00分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第24532報等でお知らせした、旧企業棟周辺での油漏れについて、その後の状況をお知らせします。</p> <p>14時00分に当該油漏れ箇所の吸着マット等による処理を完了しました。</p> <p>【公表区分：E続】</p> <p>※添付の有り・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事象該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第24537報)

2023年3月15日15時35分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<p>・プラント関連パラメータ [3月15日11時00分現在]</p> <p>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 3月14日]</p> <p>・構内排水路 分析結果 [採取日 3月14日]</p> <p>・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 3月10日、3月14日]</p> <p>・海水分析結果<港湾内、放水口付近> [採取日 3月3日、3月14日]</p> <p>・1号機、2号機放水路 分析結果 [採取日 3月13日]</p> <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>・3月15日の高濃度滞留水の移送実績は以下の通りです。 共用サプレッションプール水サージタンク(A)→集中廃棄物処理施設高温焼却炉建屋 移送開始: 9時56分 移送終了: 11時02分 移送量: 約53m³</p> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクLの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、3月16日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <p>・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 3月11日]</p> <p>【公表区分: その他】</p> <p>※添付の(有り)・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

4/2

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2023年3月15日 11:00現在

2023年3月15日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 1.3 m ³ /h ※6 CS系: 1.3 m ³ /h ※6	給水系: 0.0 m ³ /h CS系: 1.7 m ³ /h	給水系: 1.5 m ³ /h CS系: 2.1 m ³ /h	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 14.4 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 13.0 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 13.8 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 23.3 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 25.0 °C	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 17.7 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 16.3 °C	
原子炉格納容器 内温度	HMH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 13.9 °C HMH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 13.8 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 23.7 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HMH2-16B (TE-16-114G#1): 23.7 °C	PCV温度 (TE-16-002): 15.1 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 16.2 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.24 kPa.g	3.38 kPa.g	0.47 kPa.g	
窒素吸入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm ³ /h (RVH-B): 15.56 Nm ³ /h (JP-A): 15.36 Nm ³ /h (JP-B): - Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	RPV-A: 6.62 Nm ³ /h RPV-B: 6.56 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	RPV-A: 8.48 Nm ³ /h RPV-B: 7.95 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	19.9 m ³ /h	14.11 Nm ³ /h	21.55 Nm ³ /h	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.06 vol% B系: 0.06 vol%	A系: 0.11 vol% B系: 0.10 vol%	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 7.75E-04 Ba/cm ³ 検出限界値 4.58E-04 Ba/cm ³ B系: 指示値 1.09E-03 Ba/cm ³ 検出限界値 3.42E-04 Ba/cm ³	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01 Ba/cm ³ B系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01 Ba/cm ³	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm ³ B系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm ³	
使用済燃料プール 水温度	25.1 °C	23.8 °C	※5	※5
FPC 対ゲージ物 水位	2.83 m	2.26 m	2.91 m	300 X100mm

※1: 福島第一原子力発電所の格納容器の排気流量は、水素濃度が検出限界値以下の場合、計測値によりマイナス表示される場合があります。

※2: 放射能濃度は、格納容器内の放射能濃度を示す。格納容器内の放射能濃度は、格納容器内の放射能濃度を示す。

※3: 放射能濃度は、格納容器内の放射能濃度を示す。格納容器内の放射能濃度は、格納容器内の放射能濃度を示す。

※4: 放射能濃度は、格納容器内の放射能濃度を示す。格納容器内の放射能濃度は、格納容器内の放射能濃度を示す。

※5: 水位は、福島第一原子力発電所の格納容器内の水位を示す。格納容器内の水位は、格納容器内の水位を示す。

【重要事項】
各計測器については、検査やその他の事後検査の結果を受けて、通常の計測器条件を
超えているものもあり、正しく測定されていない計測器の存在が確認されている。
プラントの稼働を阻害するために、このよう計測器の不審がある場合は、直ちに
計測器が得られる情報を活用して東北の両方に注目して計測している。

2023年3月15日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/03/14 07:20	< 4.2E+00	< 3.4E+00	< 4.4E+00
プロセス主建屋北東	2023/03/14 07:42	< 4.3E+00	< 4.4E+00	< 3.4E+00
プロセス主建屋南東	2023/03/14 07:46	< 4.6E+00	< 3.9E+00	< 4.4E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2023/03/14 07:34	< 4.7E+00	< 4.1E+00	< 3.4E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2023/03/14 07:30	< 4.7E+00	< 3.6E+00	3.6E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2023/03/14 07:38	< 4.9E+00	< 5.3E+00	< 4.9E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/03/14 07:50	< 4.5E+00	< 4.1E+00	< 3.9E+00

・核種毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<)：小振り)は、検出限界未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{O}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31、3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1、3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

4/12

2023年3月15日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/03/14 07:30	4.0E+00	< 7.6E-01	1.8E+00
物揚場排水路	2023/03/14 07:35	< 2.7E+00	< 4.0E-01	7.5E-01
K排水路	2023/03/14 06:00	8.6E+00	< 6.1E-01	6.6E+00
BC排水路	2023/03/14 06:00	< 3.1E+00	< 6.0E-01	< 6.0E-01
D排水路	2023/03/14 07:20	< 2.7E+00	< 4.8E-01	< 5.6E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

- ・核種の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)
- ・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^{±0}$ であることを意味する。
- (例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
- ・採取当日の降雨量は0 mm
- ・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。
- ※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

5/12

2023年3月15日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・γ・塩素)

(1/2)

観測地点	採取日時	分析項目									
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ni-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)	
No.0-1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2023/03/10 07:45	1.7E+04	2.7E+04	< 2.9E-01	< 4.1E-01	< 2.8E+00	< 1.2E+00	< 2.8E-01	5.9E+00	-	-
No.1-6	2023/03/10 07:30	1.5E+06	1.4E+03	< 6.3E+01	< 4.7E+01	< 2.6E+03	< 1.4E+03	9.2E+03	3.9E+05	-	-
No.1-8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9※1	2023/03/10 08:00	9.0E+01	5.9E+02	-	-	-	-	-	-	8.1E+01	-
No.1-11	2023/03/10 07:55	2.5E+02	7.0E+02	< 2.6E-01	< 2.8E-01	< 2.1E+00	< 7.6E-01	< 2.7E-01	1.7E+00	-	-
No.1-12	2023/03/10 07:35	3.5E+02	2.1E+04	< 9.1E-01	< 1.2E+00	< 1.4E+01	< 6.9E+00	3.4E+00	1.6E+02	-	-
No.1-14	2023/03/10 07:25	2.8E+04	1.8E+03	< 5.5E-01	< 4.7E-01	< 6.0E+00	< 2.2E+00	1.2E+00	4.3E+01	-	-
No.1-16	2023/03/10 07:40	5.0E+04	< 1.1E+02	< 2.9E-01	< 2.7E-01	< 3.3E+00	< 1.4E+00	8.7E-01	3.2E+01	-	-
No.1-17	2023/03/10 07:50	1.3E+05	4.2E+02	< 3.6E-01	< 3.4E-01	< 4.0E+00	< 1.6E+00	< 4.1E-01	2.5E+00	-	-

・検体の半減期：H-3(約12年)、Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sb-125(約30年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および検体中止の項目は「-」と記す。

・O、OE+Oとは、 0.0×10^0 であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で、 $0.31E+00$ は 0.31 と読む。

・H-3以外の項目は別途測定。

※1 No.1-9は、検体による採取であるため、検体は実施せず。全βは参考値として別途測定。

6/12

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目								塩素 (ppm)	
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)		
1,2号観測孔ポイント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 ※2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2023/03/10 07:20	5.9E+02	2.1E+03	< 3.7E-01	< 3.7E-01	< 3.5E+00	< 1.2E+00	< 4.2E-01	4.0E+00	-	-
No.2-7	2023/03/10 07:15	3.4E+02	1.0E+03	< 3.3E-01	< 3.0E-01	< 3.3E+00	< 1.3E+00	< 3.5E-01	4.7E+00	5.6E+02	-
No.2-8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号観測孔 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号観測孔 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・後継の半減期：H-3(約12年)、Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sb-125(約10年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不字 (< : 小字) は、検出限界未満 (検) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.E±0とは、 0.0×10^{40} であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} と読む。

・H-3以外の項目は観測孔ごとに異なる。

※2 No.2-5、No.3-5は、取水器による採取であるため、V値は参考値として結果に測定。

7/12

2023年3月15日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2023/03/14 07:35	1.7E+04	< 2.3E-01	< 2.4E-01	< 2.7E+00	< 1.2E+00	5.8E-01	2.9E+01	-
No.1-6	2023/03/14 07:10	1.4E+06	< 5.3E+01	< 4.3E+01	< 2.7E+03	< 1.3E+03	9.2E+03	3.9E+05	-
No.1-8	2023/03/14 07:30	9.9E+03	< 1.9E+00	< 2.8E+00	< 3.1E+01	< 1.5E+01	7.8E+00	3.9E+02	-
No.1-9 ※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-11	2023/03/14 07:25	2.3E+02	< 3.3E-01	< 4.0E-01	< 3.7E+00	< 1.2E+00	< 3.8E-01	1.7E+00	-
No.1-12	2023/03/14 07:13	4.6E+02	< 8.4E-01	< 1.4E+00	< 1.6E+01	< 6.8E+00	2.5E+00	1.5E+02	-
No.1-14	2023/03/14 06:58	2.8E+04	< 4.7E-01	< 3.3E-01	< 5.5E+00	< 1.9E+00	< 6.1E-01	2.9E+01	-
No.1-16	2023/03/14 07:20	5.0E+04	< 3.7E-01	< 4.1E-01	< 4.7E+00	< 1.8E+00	9.8E-01	3.0E+01	-
No.1-17	2023/03/14 07:38	1.6E+05	< 4.7E-01	< 2.8E-01	< 4.7E+00	< 1.9E+00	< 5.9E-01	7.2E+00	-

・核種毎の半減期：Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sr-125(約3年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<) : 小値のみは、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象および採取中の項目は「-」と記す。

・O.CE±0とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^{+1}$ 、 $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^{+0}$ 、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} 、 $0.31E+01$ は $0.31 \times 10^{+1}$ とする。

※1 No.1-9は、取水経による採取であるため、Y測定は実施せず。全βは参考値としての測定結果。

8/12

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ 塩素)

(2/2)

観測地点	採取日時	全β (Bq/L)	分析項目					Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
			Min-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)		
1,2号機ウエルポイント 汲み上げ水	2023/03/14 07:45	1.1E+05	< 6.1E-01	< 2.8E-01	< 7.8E+00	< 2.4E+00	< 8.0E-01	3.6E+00	—
No.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-5 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-5 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	—

・検査日の半減期：Min-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sb-125(約39年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定が例外および検出中止の項目は「—」と記す。

・O.E.F.Oとは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読み。

※2 No.2-5、No.3-5は、採水器による採取であるため、測定は実施せず、分析は参考値として算出に測定。

9/12

2023年3月15日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内、放水口付近> (全β・H-3・γ)

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/03/03 08:00	—	—	< 8.9E-01	< 7.8E-01
1F 6号機取水口前	2023/03/03 07:55	< 1.3E+01	—	< 3.0E-01	< 2.9E-01
1F 物揚場前	2023/03/03 07:45	< 1.3E+01	—	< 2.3E-01	< 3.1E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/03/03 07:28	< 1.3E+01	—	< 3.1E-01	1.3E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2023/03/03 07:24	< 1.3E+01	—	< 3.3E-01	2.5E+00
1F 南放水口付近 (T-2) ※ (注)	2023/03/03 06:30	1.1E+01	< 3.0E-01	< 8.7E-01	< 7.7E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/03/03 06:48	< 1.3E+01	—	< 2.7E-01	< 3.0E-01
1F 港湾中央	2023/03/03 06:42	1.9E+01	—	< 3.0E-01	2.1E-01
1F 港湾内東側	2023/03/03 06:45	1.4E+01	—	< 3.0E-01	3.3E-01
1F 港湾内西側	2023/03/03 06:40	< 1.3E+01	—	< 2.5E-01	< 2.9E-01
1F 港湾内北側	2023/03/03 06:38	1.6E+01	—	< 3.1E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内南側	2023/03/03 06:51	< 1.3E+01	—	< 2.8E-01	< 3.5E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：H-3(約12年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E±0とは、0.0×10^{±0}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

・H-3以外は既にお知らせ済み。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、H-3、Cs-134、Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保ができないため、採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

(注)地下水バイパス排水の翌朝採取した「南放水口付近海水」については、トリチウムの分析も行っている。

(2014年10月19日以降)

4/12

2023年3月15日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内,放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/03/14 07:51	—	< 8.0E-01	< 9.2E-01
1F 6号機取水口前	2023/03/14 07:42	1.3E+01	< 2.7E-01	< 3.2E-01
1F 物揚場前	2023/03/14 07:25	1.6E+01	< 2.9E-01	< 3.1E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/03/14 07:15	< 1.2E+01	< 3.1E-01	1.5E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (運水壁前)	2023/03/14 07:10	1.6E+01	< 3.0E-01	7.7E+00
1F 開放放水口付近 (T-2) ※	2023/03/14 08:49	1.6E+01	< 6.6E-01	< 7.0E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/03/14 06:49	< 1.5E+01	< 2.5E-01	< 3.2E-01
1F 港湾中央	2023/03/14 06:43	< 1.5E+01	< 2.3E-01	< 3.3E-01
1F 港湾内東側	2023/03/14 06:46	< 1.3E+01	< 2.5E-01	3.9E-01
1F 港湾内西側	2023/03/14 06:41	1.7E+01	< 3.1E-01	< 2.8E-01
1F 港湾内北側	2023/03/14 06:38	< 1.3E+01	< 3.6E-01	< 3.2E-01
1F 港湾内南側	2023/03/14 06:52	< 1.3E+01	< 2.7E-01	< 3.5E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<: 小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは, 〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・物揚場前は, シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保ができないため, 採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

2023年3月15日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

1号機, 2号機放水路 分析結果

採取地点	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機放水路立坑水	上流側	8.3E+03	2.1E+02	1.5E+02	6.9E+03
	下流側	2.4E+03	5.1E+02	1.3E+01	6.8E+02
2号機放水路立坑水	上流側	1.3E+03	< 1.0E+02	1.6E+01	9.7E+02
	下流側	7.4E+01	< 1.0E+02	< 6.4E+00	1.7E+01

・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは, $O.O \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

12/12

2023年3月15日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m ³)	分析機関	分析項目				
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 Y核種
一時貯水タンク (サンプルタンク)	L 2023/03/11 07:39	410	東京電力 東北緑化環境保全(株)	< 2.0E+00	8.4E+02	< 6.2E-01	< 6.5E-01	検出なし
				< 3.6E-01	9.0E+02	< 5.5E-01	< 6.6E-01	検出なし
	運用目標			3.0E+00 (1.0E+00) *1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと*2
	告示濃度限度*3				6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	
	WHO飲料水水質ガイドライン				1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	

*核種毎の半減期: H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

*不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

*0.0E±0とは、0.0×10⁰であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1: 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を 1 Bq/L に下げて分析を実施。

※2: Cs-134, Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

※3: 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物量の防護に関する規程に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第24538報)

2023年3月15日17時05分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>第24530報でお知らせしたとおり、地下水バイパス一時貯留タンクグループ3に貯水していた水について、本日以下の通り排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水開始 : 10時23分 ・排水終了 : 15時20分 ・排水量 : 1,337 m³ <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分：E】</p>
※添付の有り(無し)	無し
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式 9-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第24539報)

2023年 3月15日 17時05分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第24530報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクGに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水開始 : 11時31分 ・排水終了 : 15時45分 ・排水量 : 630m³ <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分：E】</p>
	※添付の有り (無し)
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。